

諮問庁：国立大学法人千葉大学

諮問日：平成29年11月29日（平成29年（独情）諮問第72号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独情）答申第78号）

事件名：千葉県救急医療センター等の一体的整備に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人千葉大学（以下「千葉大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成29年9月29日付け千大総第307号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同年11月26日付け千大総第307-2号による一部開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求の趣旨

処分1を取り消して、対象情報はさらに特定し、請求した情報は全部開示する、との決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。

（2）審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。少なくとも、千葉県から一体的整備について研究委託がなされているはずであるから、それに係る文書が存在する。その文書が特定されていないから、特定すべきである。

本件不開示部分は、いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。

本件不開示部分は、いずれも、法7条に該当する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件事案の概要

本件は、審査請求人が平成29年8月29日付けで法人文書の開示請求を行ったことに対し、同年9月29日付け千大総第307号により、法人文書の一部を不開示とする開示決定等処分（処分1）を行ったところ、審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び諮問庁の説明

(1) 文書の特定について

審査請求人は、対象情報の更なる特定を求め、文書の特定について「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。」と述べており、これは文書の特定が不十分であることを主張するものと解される。

また、特に「少なくとも、千葉県から一体的整備について研究委託がなされているはずであるから、それに係る文書が存在する。その文書が特定されていないから、特定すべきである。」と主張している。

処分1を行うに当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる法人文書を特定しているが、審査請求人の主張を踏まえ、諮問に際して改めて探索を行ったところ、新たに法人文書の存在が確認されたことから、平成29年11月21日付け千大総第307-2号による追加の開示決定等処分（処分2）を行った。なお、この他には新たに存在が確認された法人文書はなかった。

したがって、諮問庁が原処分（処分1及び処分2）において特定した文書の他には、本件開示請求に該当する法人文書は存在しない。

(2) 文書の不開示部分について

審査請求人は、「請求した情報は全部開示する、との決定」を求めており、諮問庁が原処分において不開示とした情報は「いずれも、法5条各号に該当しないか、たとえ該当したとしても、開示を定めたただし書き全てに該当する。」と主張する。

しかしながら、開示決定通知書において説明したとおり、原処分等において不開示とした部分については、いずれも法5条1号又は4号に掲げる情報に該当し、かつ同条1号に掲げる情報に該当する部分については、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

したがって、諮問庁が原処分において文書の一部を不開示としたことについては妥当である。

(3) 法7条の該当性について

審査請求人は、諮問庁が原処分において不開示とした情報について、「公益上の理由による裁量的開示を実施すること」を求めているが、本

件開示請求において諮問庁が不開示とした情報を開示することで、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、諮問庁が法7条の規定に基づく裁量的開示を行わなかったことは妥当である。

(4) 以上のことから、原処分を維持することが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年11月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月15日 | 審議 |
| ④ | 平成30年3月5日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書4を特定し、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする処分1を行った。

審査請求人は、文書1ないし文書4の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、文書1ないし文書4の不開示部分は開示すべきであるとして、処分1の取消しを求めるところ、処分庁は、文書5及び文書6を追加して特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及び口該当するとして不開示とする処分2を行った。

審査請求人は処分2の後も審査請求を取り下げおらず、本件審査請求は、本件対象文書（文書1ないし文書6）の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり、本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして、現処分の取消しを求めものとして継続していると解されるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分（処分1及び審査請求を受けて行った処分2）に当たっては、担当部署の職員をして、事務室のキャビネット、書類保管庫、パソコン等について探索を行い、対象となる法人文書は全て特定しており、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する法人文書の保有は認められなかった旨説明する。

(2) 本件対象文書の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、千葉大学において本件対象文書の外に開示請求の対象と

して特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号本文前段に該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は主任以下の職位の職員の姓及び印影並びに兼業許可申請のあった活動に関する諸情報の記載（下記（2）で判断する部分を除く。）であるところ、いずれも、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報について、同号ただし書きないしハに該当するとすべき事情は認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、主任以下の職位の職員の姓及び印影については、特定の個人を識別できることとなる記述等の部分に該当し、兼業許可申請のあった活動に関する諸情報については、当該申請を行った職員の氏名が原処分で開示されていることから、いずれも同項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条4号柱書きに該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は事務担当者の内線番号及び兼業許可申請のあった活動に関する諸情報の記載の一部であるところ、事務担当者の内線番号について、処分1及び処分2の開示決定通知書には、当該情報は慣行として公にされていない情報であって、これを公にした場合、不特定多数の者から、本来の業務目的以外の電話が大量又は無差別に発信されるおそれがあり、千葉大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号柱書きの規定に基づき不開示とした旨の記載が認められる。また、兼業許可申請のあった活動に関する諸情報の記載の一部について、処分1の開示決定通知書には、当該情報は該当の職員が国の機関等が行う特定の許認可行為に係る事務に従事していることを示す情報であり、これを公にした場合、当該職員に対して不正な働き掛けがなされ、又は圧力をかけられる等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同号柱書きの規定に基づき不開示とした旨の記載が認められる。諮問庁はこれらをいずれも妥当であると説明するところ、この諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条4号ロに該当するとして不開示とされた部分について

当該部分は千葉県からの受託研究に係る報告書の記載の一部であるところ、処分2の開示決定通知書には、当該部分について、現在使用され

ている病院等の施設の構造やその強度、脆弱性を示す情報が図面や具体的な数値とともに記載されており、これを公にすると、建物への不法侵入又は損壊行為を容易にするなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、法5条4号口の規定に基づき、不開示としたものである旨の記載が認められる。諮問庁はこれを妥当であると説明するところ、この諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条4号口に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記3において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに4号柱書き及び口に該当するとして不開示とした各決定については、千葉大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号並びに4号柱書き及び口に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求文書

千葉県救急医療センターと千葉県精神科医療センターと千葉県精神保健福祉センターが統合・移転・再整備・修築・増改築・一体的整備等することに関する情報一切。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、病院局や議会や国や県や市等からの文書、病院局や議会や国や県や市等宛ての文書、諮問書や答申書、審議に使用された文書、用地取得に関する文書、建設方法、視察見学、千葉県からの委託研究に関する文書、プレスリリース、アンケート、広報およびインターネット上の公表の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、記者会見、会見に係る支出の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、地方公務員法38条及び35条に規定される文書およびそれに相当する文書、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、取材の依頼文、配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、再発防止策、市民や政治家や弁護士や団体やマスコミ等からの問い合わせ及びそれらへの回答や回答の経緯、意見・苦情・抗議・声明・通報に関する文書、個別アンケート、集計後のアンケート、アンケートのお知らせ、アンケート実施後の反省、アンケートに関する問い合わせ時のメモ、アンケートに関する手紙やFAXや電子メール並びにそれらへの回答及び回答を検討した情報、アンケートの取り方、アンケートの起草、アンケートの保存期間や分類、廃棄記録、上記の添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定ください。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。

2 本件対象文書

- 文書1 「兼業許可申請書（平成28年8月16日）」に関する文書
- 文書2 「兼業許可申請書（平成29年4月3日）」に関する文書
- 文書3 「兼業の許可について（平成28年8月17日）」に関する文書
- 文書4 「兼業の許可について（平成29年4月3日）」に関する文書
- 文書5 「受託研究に係る受入れ及び契約の締結について」に関する文書
- 文書6 「受託研究の完了について」に関する文書